

【第1条関係】

青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成十七年条例第二百一十一号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「児童」とは、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚の者をいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかの状況に該当する児童（当該児童を監護しない父又は母（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者又は当該児童を監護しない父又は母の配偶者（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている者を除く。）の父母の一方が当該児童を監護している家庭をいう。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 父母の一方が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二に規定する申立て（当該父母の他の一方からのものに限る。）により発せられたこれらの規定による命令を受けていること。</p> <p>九（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第三条～第十六条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「児童」とは、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚の者をいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかの状況に該当する児童（当該児童を監護しない父又は母（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者又は当該児童を監護しない父又は母の配偶者（別表第一に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている者を除く。）の父母の一方が当該児童を監護している家庭をいう。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 父母の一方が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項_____に規定する申立て（当該父母の他の一方からのものに限る。）により発せられた同項の規定による命令を受けていること。</p> <p>九（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第三条～第十六条（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>む。</u>)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第八条～第六十一条 (略)</p>	<p>_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第八条～第六十一条 (略)</p>